

鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例（昭和50年条例第9号）による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	鶴ヶ島市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例（昭和50年条例第9号）による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例（平成27年条例第27号）別表第2の項 鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例（昭和50年条例第9号）による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第1条	鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例（昭和50年条例第9号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的)とする。</p>	<p>第1条</p> <p>この条例は、(重度心身障害者)に対し、医療保険各法又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金について医療費助成金を支給し、もって(重度心身障害者の福祉の増進)を図ることを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例(昭和50年条例第9号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号	鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例第5条第1項
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例第5条第1項の規定による対象者の認定に係る事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号イ	鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ハ	鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例第3条第3項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ト	鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例第3条第3項第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号	鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例第9条第2項
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例第9条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号イ	鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例第9条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考

届出情報

届出日	2024年03月08日
独自利用事務の対象者	重度心身障害者医療費助成金の受給資格者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2016年01月01日
保護評価の実施の有無	1:実施済み

評価書番号	22
保護評価書の名称	重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E9%B6%B4%E3%83%B6%E5%B3%B6%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E9%87%8D%E5%BA%A6%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E9%87%91%E3%81%AE%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=1&opn_date_from_day=5&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=1&opn_date_to_day=5&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	